

16. 自 動 車

①新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンター等の障害者等用スペースでの不適正な駐車があとをたたないことから、障害者等で、なおかつ、歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用証の有無により、駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することを目的とした制度です。

1 交付対象者

下記基準に該当する方で、なおかつ、歩行が困難または歩行に介助が必要な方です。

区 分			交 付 基 準	有効期間	
1 身体障害者	視覚障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	平衡機能障害		身体障害者手帳が5級以上の方	5年間	
	肢 体 不 自 由	上 肢	身体障害者手帳が2級以上の方	5年間	
		下 肢	身体障害者手帳が6級以上の方	5年間	
		体 幹	身体障害者手帳が5級以上の方	5年間	
		脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が2級以上の方	5年間
			移動機能	身体障害者手帳が6級以上の方	5年間
	心臓機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	じん臓機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	呼吸器機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	小腸機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間	
肝臓機能障害		身体障害者手帳が4級以上の方	5年間		
2	知的障害者		療育手帳所持者	5年間	
3	精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が2級以上の方	5年間	
4	発達障害のある者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関又は療育機関等が認めた方	5年間	
5	難病患者		特定疾患医療受給者及び特定医療費（指定難病）医療受給者	5年間	
6	高齢者		介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方	5年間	
7	妊産婦		原則として、妊娠7か月から申請受付可。有効期限は産後1年半(多胎は産後3年)まで。	必要期間	
8	その他けが人又は病気等の者		けが及び病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	必要期間 (最長5年間)	

2 利用証交付申請について

(1) 申請書の入手先

- ① 県の障害福祉課又は各地域振興局健康福祉（環境）部、各市町村の窓口
- ② 県ホームページ「新潟県おもいやり駐車場制度」よりダウンロード

(2) 申請書の提出先

- ① 県の障害福祉課又は各地域振興局健康福祉（環境）部、お住まいの各市町村の窓口
- ② 郵送の場合

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係まで

※申請書提出の際には、申請書の他、障害等の状況を確認できる書類の写しや診断書の原本が必要となります。

(3) 交付時期

申請書受付より概ね4週間で利用証を自宅に郵送します。

※以下の市町村では窓口交付を行っています。（令和8年4月時点）

・上越市 ・三条市 ・柏崎市 ・新発田市・小千谷市・加茂市 ・十日町市 ・見附市
 ・村上市 ・燕市 ・糸魚川市・五泉市 ・阿賀野市・魚沼市 ・南魚沼市 ・胎内市
 ・聖籠町 ・弥彦村 ・阿賀町 ・出雲崎町・湯沢町 ・津南町 ・刈羽村 ・関川村
 ・栗島浦村

3 利用方法

「新潟県おもいやり駐車場制度」に協力いただいている施設の協力区画に、おもいやり駐車場利用証をルームミラーなどにかけて外から見えるようにつり下げます。なお、協力施設については、県障害福祉課ホームページに掲載しています。



②駐車禁止除外指定車標章の交付

公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所に駐車が可能となります。

1 交付対象者

（1）身体障害者

障害区分	障害の等級
視覚障害	1級～4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
下肢不自由	1級～4級
運動機能障害（上肢機能）	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
運動機能障害（移動機能）	1級～4級
体幹不自由	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱 又は直腸・小腸機能障害	1級、3級
免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級

(2) 知的障害者

区分	障害の等級
療育手帳	A

(3) 精神障害者

区分	障害の等級
精神障害者保健福祉手帳	1級

2 申請手続

(1) 申請窓口

各警察署の交通課

※ 電子申請可能ですが、標章の交付は各署交通課窓口で行います（電子交付はありません）。電子申請の詳細については、「電子政府の総合窓口サイト【e-Gov】」からご確認ください。

(2) 申請に必要なもの

- ・申請書（警察署でお渡ししますので、記載していただきます。）
- ・身体障害者手帳等の写し
- ・申請者が本人であることを証する書面等
 - ※1 本人が来署申請する場合は不要
 - ※2 電子申請で本人のマイナンバーカード使用の場合は不要
 - ※3 住民票を使用する場合、3か月以内に交付され、障害のある人の住所・氏名が記載されており、個人番号が省略されているもの

(3) 障害者本人以外の方が代理申請する場合には、申請資格や必要書類がありますので、管轄する警察署の交通課に事前にお問い合わせください。

3 駐車禁止除外指定車標章使用時の注意事項

- (1) 標章を使用して駐車することができるのは、標章の交付を受けた方が、車両を運転若しくは同乗する場合に限ります。
- (2) 標章を貸与したり、譲渡したりすると、新潟県公安委員会から当該標章の返納を命ぜられることがあります。
- (3) 運転者が車両を離れるときには、「運転者の連絡先又は用務先」の掲示が必要です。
運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車（放置車両となるとき）する場合、運転者の連絡先又は用務先をわかりやすく記載した書面を警察官等が確認できるように標章とともに車両のフロントガラスの見やすい箇所に掲示する必要があります。

「 標 章 」 +

運転者の連絡先／用務先
新潟市中央区〇〇町1-1
〇〇方訪問中

又は

運転者の連絡先／用務先
携帯番号 〇〇-××××
用務先番号等〇〇-△△△

（標章と同じくらいの書面）
（手書きメモでも可）

詳しくは新潟県警察ホームページの「各種申請手続」-「交通関係」-「駐車禁止除外指定車標章について」をご覧ください。

③運転免許取得資金・自動車購入資金の貸付

○ 生活福祉資金

令和 8 年 4 月 現在

貸付資金	内容	対象者	窓口
福祉資金 (福祉費)	<p>生業を営むために必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 4,600,000 円 ・利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% ・償還期限 6か月据置 20 年以内 ・連帯保証人 原則必要 (ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる。) (但し、通勤用自動車購入の場合は、福祉資金の障害者自動車購入費に準じる。) 	身体障害者 知的障害者 精神障害者	民生委員を通じて 各市町村の社会福祉協議会
福祉資金 (福祉費)	<p>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年程度 5,800,000 円 ・利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% ・償還期限 技能習得期間終了後、6か月据置8年以内 ・連帯保証人 原則必要 (ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる。) <p>障害者用自動車の購入に必要な経費 障害者が運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 2,500,000 円 ・利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% ・償還期限 6か月据置8年以内 ・連帯保証人 原則必要 (ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる。) 	身体障害者 知的障害者 精神障害者	民生委員を通じて 各市町村の社会福祉協議会

注 1 自動車を購入する場合は、排気量が2,000cc以下の車が対象となります(ただし、生業・営業用自動車を除く。)

2 自動車を買い替える場合は、新車登録後6年以上の経過又は走行距離10万kmを超えている場合に対象となります。

④自動車運転免許取得費の補助・自動車改造費の補助

○利用できる人

身体障害者手帳の交付を受けている人

※ ただし、市町村により、利用できる人、補助の内容等が異なりますので、お住まいの市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。(連絡先は【資料編】1市社会福祉事務所・町

村障害福祉担当課一覧、４新潟市福祉事務所・保健所を確認ください。)

⑤スパイクタイヤの使用

スパイクタイヤの使用については、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」により、一部の地域を除いて使用禁止となっていますが、次の身体障害者手帳を所持して自ら運転する場合は、この規制の対象外となります。

- ・ 肢体不自由
- ・ 内部障害者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能）

（注）障害区分はあるが、等級区分はありません。

⑥福祉タクシー

車いす利用者や寝たきり老人の方が、積極的に社会参加ができるように、福祉タクシーを配車している民間ハイヤー・タクシー事業者は以下のとおりです。

市町村名	福祉タクシーを配車している民間ハイヤー・タクシー会社
新潟市	日の出交通(株)、はとタクシー(株)、新興タクシー(株)、まきタクシー(有)、万代タクシー(株)、太陽交通新潟(有)、※(有)アベール、※(有)ヤマヒロ、※(有)アサイライフサポート、※(有)ウォーク・サポート、※(有)まごころ介護支援センター、※坂井康孝、※阿部健児、※岩橋淳、※伊藤秀樹、※(株)新潟福祉輸送サービス、※(株)ふっとわーく、※(株)ケアアシスト、※ケア・あんぶれら(株)、※(株)セカンドステージ、※渡邊信政、※(有)明和運送、※佐藤正巳、※岩橋良、※(有)ファーストメディカル、※(株)ヘルスケア・エージェンシー・ジャパン、※佐藤智子、※涌井信夫、※坂井博文、※小林美佐子、※古泉賢一、※斎藤幸成、※岩橋早苗、※高橋純一、※(株)メユイ、※大谷健一、※小柴隆義、※大森武、※近藤静男、※藤井重貴、※大石誠、※小林正裕、※(株)笑み笑み、※サンリバーベストケア(株)、※坂内卓、※星野恵介、※加藤秀一、※(株)はあとふるあたご、※鈴木翔太、※石田法子、※(株)オーミ、※前田孝幸、※(株)エール、※奥田幸雄、※三好常美、※陶山修一郎、※(株)愛ケア新潟民間救急、※(株)伊藤組、※(株)GROW、※(株)タカトシ、※(株)エイト、※原田 義和、※(株)Wel-File、※(一社)ファミリータクシーM&S、※石川敏則、※小林秀信、※捧雄一郎、※(株)岳風舎、※菊池雅之、※八木謙一、※金子貴幸、※野村千春、※本田昇、※丸山幹、※大川あき子、※伊藤恵理華、※(同)ヘルパーステーションさち、※金澤道子、※高井宏章、※阿部奈江子、※(株)トーク&トーク、※(株)リ・プラス、※江口明美、※坂井恵、※(株)つばさ ST、※坂井弘行
長岡市	栃尾タクシー(有)、秋葉タクシー(株)、長岡タクシー(株)、三越タクシー(株)、つばめタクシー(株)、旭タクシー(株)、(株)カンコー、相互タクシー(株)、日の丸観光タクシー(株)、※(有)生活サポートセンターいろは、※高頭和喜、※北村光司、※(有)ミヤコ新聞販売センター、※中西洋介、※本間裕廉、※(株)DAIRAs
上越市	直江津タクシー(株)、アイエムタクシー(株)、頸城ハイヤー(株)、(有)浦川原タクシー、※中條信、※(有)山田工業、※(株)マルケー・スタッフ・サービス、※長井陽一、※ケア・タク(同)、※安達幸一、※上原 梅夫、※(合)ピクニック、※白砂 哲哉、※あおい訪問介護事業所(合)、※茂木裕彦、※矢澤優斗
三 条 市	三条タクシー(株)、日の丸観光タクシー(株)、※(有)サンケア
柏 崎 市	※小池勝己、※(株)彩、※片山真理子、※阿部達夫、※山田 理恵、※(有)熱学工房、※稲村博子
刈羽村	※(有)熱学工房
新発田市	(株)下越タクシー、※上山孝夫、※(同)セカンドライフ、※ライフクリエイションCO., LTD. (有)
小千谷市	小千谷タクシー(株)、※太平寿昭
十日町市	十日町タクシー(株)、十日町交通(株)、明石交通(株)
燕 市	(株)燕タクシー、(株)中央タクシー、まきタクシー(有)、※西海士学、栗林直之、(株)Serve、※阿部隼人、※阿部大介
加 茂 市	中越交通(株)、※(株)スマイルケア
見 附 市	(株)みつげタクシー、※(株)こまち、※(株)はあとふるあたご、※石高 正孝
妙 高 市	※にいがた民間救急サービス(株)
五 泉 市	みどりハイヤー(株)、※山崎一恵、※吉野豊、※小玉勝弘、※樋口紀子
村 上 市	(株)瀬波タクシー、※(有)下越介護サービス、※(株)慎鍋、※(合)みちしるべ
糸魚川市	※(株)カネタ建設
阿賀野市	五頭タクシー(株)、※小野恭子、※宮尾正彦、※熊倉 紀子、※長谷川亘

佐 渡 市	おけさ観光タクシー(株)、中央タクシー(有)、※(福)佐渡ふれあい福祉会、※土屋晴夫、※松本茂泰、※(株)クローバー佐渡、※久文 宏哲、※あとむ(合)、※和田聡洋、※(株)R&M、※遠藤直彦
南魚沼市	銀嶺タクシー(株)、(株)浦佐タクシー、※(株)雪国環境サービス、※田邊 克也
津 南 町	※磯部昌一、※津端保
聖 籠 町	(株)聖籠タクシー、※高橋俊光
魚 沼 市	ひかり交通(株)
阿 賀 町	阿賀タクシー(株)、※(株)東蒲観光バス
関 川 村	荒川タクシー(株)、※児玉裕

注1:事業者は令和8年4月1日までの運輸開始を行っている事業者

注2:※の事業者は福祉輸送限定事業者

注3:福祉輸送限定事業者の中には一般車両のみを使用している事業者も含む

注4:一般事業者は福祉車両(特種)を保有している事業者のみを計上

注5:複数営業所を所有している事業者はそれぞれ保有の地域で計上

⑦自家用有償旅客運送者

介助なしで移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが難しい障害者、要介護者等の運送を行う事業者は以下の通りです。

市町村名	事業者名
新潟市	(福)フレンドランド福祉会、(福)新潟太陽福祉会、(特非)千草の舎、(特非)こころ楽楽、(特非)せいむ、(特非)グリーン、(一社)よりの会、(特非)たんぽぽカンパニー、(一社)EARU パートナース、(一社)CUROCO、(福)新潟南福祉会、(特非)いいすまいる、(一社)おでかけ
長岡市	(特非)ドリーム、(特非)春よこい
三条市	(特非)地域たすけあいネットワーク
柏崎市	(特非)北条人材バンク
新発田市	※(福)フレンドランド福祉会、※(福)新潟太陽福祉会、(福)新発田市社会福祉協議会、(特非)新発田市手をつなぐ育成会
十日町市	(特非)松之山いきいき隊、(特非)しんざ風の谷
五泉市	(福)中東福祉会
上越市	(特非)NPO 雪のふるさと安塚、(特非)スキップ、(特非)三和区振興会、(特非)ギフトッド
阿賀野市	※(福)フレンドランド福祉会、※(福)新潟太陽福祉会、※(特非)こころ楽楽、※(特非)グリーン、(福)阿賀野市社会福祉協議会
佐渡市	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟、(福)佐渡ふれあい福祉会
魚沼市	(福)魚沼更生福祉会
南魚沼市	※(福)魚沼更生福祉会
胎内市	(特非)ふるさと奥山の荘
阿賀町	※(福)中東福祉会
出雲崎町	(特非)ねっとわーくさぷらい

注1:上記は当該市町村に主たる事務所がある事業者。ただし※は当該市町村に区域のみ持っている事業者